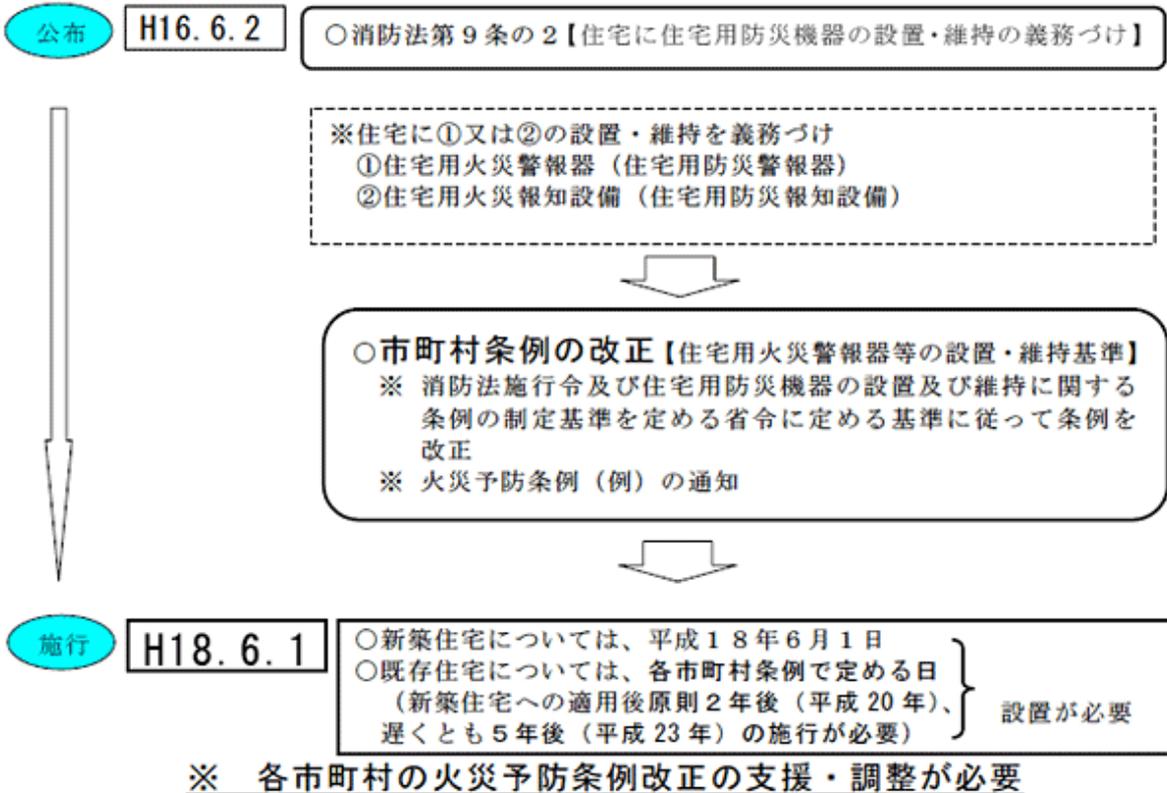


## 全国消防防災主管課長会議が開かれました

平成17年2月、全国消防防災主管課長会議が開かれました。  
同会議では、「改正消防法に基づく住宅用火災警報器等の設置について」  
も取り上げられ、資料が配布されました。

### 1.消防法の改正



### ● 留意事項

- (1) 建築確認との関係  
消防法第9条の2が建築確認等の対象法令に追加された。  
（建築基準法施行令第9条改正）  
⇒ 建築サイドとの調整が必要
- (2) 高齢者等への対応
  - 住宅用火災警報器等への理解や取付への地域の協力  
⇒ 婦人防火クラブ等との連携による地域の協力
  - 悪徳商法から保護  
⇒ メディア、消費生活センター等による広報
  - 低所得者対策  
⇒ 日常生活用具給付事業等の活用
- (3) 公社・公営・公団住宅等の担当者との調整

### 2.住警器又は感知器の設置場所等（政省令、条例（例）による）

(1) 設置場所

1. 基本的な考え方

- 死者数の低減に効果の高いと考えられる場所であること。  
(火災データによる分析)
- 死者の発生防止に最低限必要と考えられる場所

2. 設置場所

別添のとおり

(2) 種別

煙式のものに限定

(3) 規格

「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」等による。

3. 普及方策の推進状況

(1) 相談窓口の開設

住宅防火対策推進協議会の事務局である(財)日本消防設備安全センターに『住宅用火災警報器相談室』を開設(平成16年10月1日)

【住宅用火災警報器相談室】

1. 電話番号

0120-565-911 《フリーダイヤル》 ※全国から気軽に相談可能

2. 受付時間

月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで  
(土曜、日曜及び祝祭日を除く)

3. 業務内容

住宅用火災警報器に関する個人からの一般的な相談〔販売、取付・取扱い、点検の方法、機能等〕に関することに対する回答

(2) 消防本部等に対する普及促進資料(リーフレット、小冊子)の配布

(3) 地域における住宅防火対策支援事業

1. 敬老の日になんだ住宅用火災警報器配付事業
2. 住宅防火対策優良推進組織等表彰事業
3. 住宅防火地方展示会・講演会支援 等

(4) その他

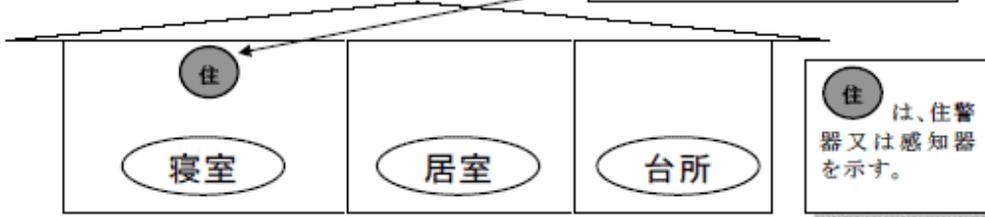
1. リース販売等の推進
2. 婦人防火クラブ等との連携方策の推進
3. 住宅火災保険料の割引を働きかけ 等

## 住宅用火災警報器設置例

## 1 平屋建住宅の設置例

※就寝の用に供する居室が一室のみの場合

令第5条の7第1項第1号イ

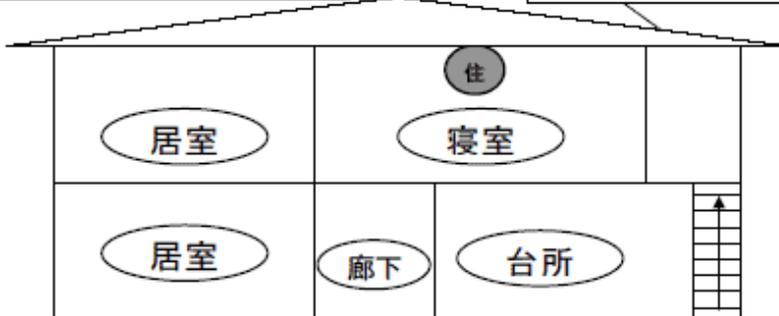


## 2 二階建住宅の設置例

※就寝の用に供する居室が2階に一室のみの場合

令第5条の7第1項第1号イ

令第5条の7第1項第1号ロ



## 3 三階建住宅の設置例

※就寝の用に供する居室が3階の一室のみの場合

令第5条の7第1項第1号イ

令第5条の7第1項第1号ロ



※その他設置が必要となる場所

○1階にのみ寝室がある3階建て住宅の3階に居室がある場合、階段の3階部分（設置維持省令第4条第2号）

○7m<sup>2</sup>以上の居室が5以上ある階に住警器又は感知器が設置されていない場合、その階の廊下等（設置維持省令第4条第3号）

-----

▲このページの上に戻る

## 目次

[1.新春恒例の出初式](#)

[2.住宅防火対策優良推進組織等表彰式](#)